毎週月.水.金曜日発行

## 富山県報

号 外

目

次

## 公安委員会告示

- ○運転免許取得者等教育の認定
- ○運転免許取得者等検査の認定

1

5

## 富山県公安委員会告示第40号

運転免許取得者等教育の認定について

道路交通法(昭和35年法律第 105号)第 108条の32の2第1項の規定により運転 免許取得者等教育の認定を行ったので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年5月13日

富山県公安委員会委員長林和夫

	項目	内 容
1	申請者住所、氏名	富山市新庄町85番地 辻川 徹
2	施設の名称	富山自動車学校
3	施設の所在地	富山市新庄町85番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	高岡市蓮花寺 735番地 辻川 徹
2	施設の名称	高岡自動車学校
3	施設の所在地	高岡市蓮花寺 735番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習

5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	富山市五福4186番地 中条 充康
2	施設の名称	北日本自動車学校
3	施設の所在地	富山市五福4186番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	氷見市窪1850番地 中﨑 他三男
2	施設の名称	氷見自動車学校
3	施設の所在地	氷見市窪1850番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	小矢部市野端 303番地 片山 昌一
2	施設の名称	小矢部自動車学校
3	施設の所在地	小矢部市野端 303番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	黒部市犬山54番地 辻川 徹
2	施設の名称	黒部自動車学校
3	施設の所在地	黒部市犬山54番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	高岡市能町1789番地 三宅 長生
2	施設の名称	高新自動車学校
3	施設の所在地	高岡市能町1789番地

4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	高岡市中保75番地 竹下 清和
2	施設の名称	北陸自動車学校
3	施設の所在地	高岡市中保75番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	富山市本郷2444番地 池田 治郎
2	施設の名称	呉羽自動車学校
3	施設の所在地	富山市本郷2444番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	南砺市高宮6480番地 綿貫 勝介
2	施設の名称	南砺自動車学校
3	施設の所在地	南砺市高宮6480番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	富山市婦中町田島1122番地 宮前 宏司
2	施設の名称	富山県中央自動車学校
3	施設の所在地	富山市婦中町田島1122番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日

1	申請者住所、氏名	砺波市鷹栖出 860番地 辻川 徹
2	施設の名称	砺波自動車学校
3	施設の所在地	砺波市鷹栖出 860番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	下新川郡入善町田中 111番地 辻川 徹
2	施設の名称	入善自動車学校
3	施設の所在地	下新川郡入善町田中 111番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	滑川市菰原 168番地 辻川 徹
2	施設の名称	滑川自動車学校
3	施設の所在地	滑川市菰原 168番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	中建老公司 几夕	在人士 J. 白 71 C 至 Like Jon J 由 ##
$\begin{vmatrix} 1 \\ 0 \end{vmatrix}$	申請者住所、氏名	射水市小島 715番地 畑山 忠雄
2	施設の名称	富山県第一自動車学校
3	施設の所在地	射水市小島 715番地
4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の 2 第 1 項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
_	初学年 F F	高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日
$\begin{vmatrix} 1 \\ 0 \end{vmatrix}$	申請者住所、氏名	富山市町村59番地 野村 栄一
2	施設の名称	富山中部自動車学校
3	施設の所在地	富山市町村59番地

令和4年5月13日	富	Ш	県	報	号	外

4	課程の区分及び名称	道路交通法第 108条の2第1項第12号に掲げる
		講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
		高齢者講習
5	認定年月日	令和4年5月13日

## 富山県公安委員会告示第41号

運転免許取得者等検査の認定について

道路交通法(昭和35年法律第 105号)第 108条の32の3第1項の規定により運転 免許取得者等検査の認定を行ったので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年5月13日

富山県公安委員会委員長 林 和 夫

5

	項目	内 容
1	申請者住所、氏名	富山市新庄町85番地 辻川 徹
2	施設の名称	富山自動車学校
3	施設の所在地	富山市新庄町85番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	高岡市蓮花寺 735番地 辻川 徹
2	施設の名称	高岡自動車学校
3	施設の所在地	高岡市蓮花寺 735番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる

	富	Щ	県	報					4	号	外	
た	:め1	こ行	うも	の								
	認知	印機	能検	查								
)	道路	各交	通法	第97	条の	2第	1	項第	3	号イ	にす	曷

中条 充康

中﨑 他三男

げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる ために行うもの

運転技能検査

(2)

令和4年5月13日

認定年月日

令和4年5月13日

6

5

申請者住所、氏名 1

施設の名称

3 施設の所在地

方法の区分及び名称

富山市五福4186番地

北日本自動車学校

富山市五福4186番地

(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲 げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる ために行うもの

認知機能検査

(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲 げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる ために行うもの

運転技能検査

令和4年5月13日

認定年月日 5

申請者住所、氏名 1

2 施設の名称

施設の所在地 3

方法の区分及び名称

氷見市窪1850番地

氷見自動車学校

氷見市窪1850番地

(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲 げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる ために行うもの

認知機能検査

(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲 げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる ために行うもの

運転技能検査

5 認定年月日 令和4年5月13日

1	申請者住所、氏名	小矢部市野端 303番地 片山 昌一
2	施設の名称	小矢部自動車学校
3	施設の所在地	小矢部市野端 303番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	黒部市犬山54番地 辻川 徹
2	施設の名称	黒部自動車学校
3	施設の所在地	黒部市犬山54番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	高岡市能町1789番地 三宅 長生
2	施設の名称	高新自動車学校
3	施設の所在地	高岡市能町1789番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲

1		, ,
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	富山市婦中町田島1122番地 宮前 宏司
2	施設の名称	富山県中央自動車学校
3	施設の所在地	富山市婦中町田島1122番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	砺波市鷹栖出 860番地 辻川 徹
2	施設の名称	砺波自動車学校
3	施設の所在地	砺波市鷹栖出 860番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
•		·

10	令和4	午 5	H	12	П
10	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	: <del></del>	Н	13	$\Box$

富山県報

号 外

1	申請者住所、氏名	下新川郡入善町田中 111番地 辻川 徹
2	施設の名称	入善自動車学校
3	施設の所在地	下新川郡入善町田中 111番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	滑川市菰原 168番地 辻川 徹
2	施設の名称	滑川自動車学校
3	施設の所在地	滑川市菰原 168番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	射水市小島 715番地 畑山 忠雄
2	施設の名称	富山県第一自動車学校
3	施設の所在地	射水市小島 715番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲

		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日
1	申請者住所、氏名	富山市町村59番地 野村 栄一
2	施設の名称	富山中部自動車学校
3	施設の所在地	富山市町村59番地
4	方法の区分及び名称	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる認知機能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		認知機能検査
		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに掲
		げる運転技能検査と同等の効果を生じさせる
		ために行うもの
		運転技能検査
5	認定年月日	令和4年5月13日

令和4年5月13日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番